

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- 補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- 町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- 町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- この補助金以外の補助金を受けていないこと
- 公共事業等の補償の対象となっていないこと
- 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- 同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- ・補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- ・町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- ・町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- ・この補助金以外の補助金を受けていないこと
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- ・同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- 補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- 町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- 町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- この補助金以外の補助金を受けていないこと
- 公共事業等の補償の対象となっていないこと
- 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- 同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- ・補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- ・町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- ・町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- ・この補助金以外の補助金を受けていないこと
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- ・同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- ・補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- ・町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- ・町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- ・この補助金以外の補助金を受けていないこと
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- ・同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- 補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- 町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- 町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- この補助金以外の補助金を受けていないこと
- 公共事業等の補償の対象となっていないこと
- 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- 同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- ・補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- ・町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- ・町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- ・この補助金以外の補助金を受けていないこと
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- ・同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- 補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- 町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- 町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- この補助金以外の補助金を受けていないこと
- 公共事業等の補償の対象となっていないこと
- 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- 同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- ・補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- ・町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- ・町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- ・この補助金以外の補助金を受けていないこと
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- ・同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118

令和8年度 大石田町不良住宅除却促進事業補助金について

大石田町では、老朽化している倒壊等の恐れのある空き家の除去を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽危険空き家の除去を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。

【事前調査申込書の受付期間】

令和8年6月30日（月）まで

【補助金の交付申請】

事前調査申込書の受付期間中に提出のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点の合計が100点以上で、かつ、その評点が高いものから補助金の交付申請をしていただきます。なお、事前協議の結果による補助金の交付申請の「可」、「否」は、文書にて回答します。

【補助の対象となる老朽危険空き家】

老朽化して倒壊等の恐れのある空き家で、以下の全てに該当するもの。

- ・補助事業を実施する際に使用されておらず、今後も居住の見込みのみのない住宅
- ・町が行う不良度測定の結果、評点の合計が100点以上であること
- ・町内に存する住宅であること（併用住宅の場合は、住宅以外の用に供する部分の床面積が2分の1未満であること）
- ・この補助金以外の補助金を受けていないこと
- ・公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと
- ・同一敷地内において、この補助金に基づく空き家の除却を行っていないこと

【補助の対象者】

- 1 次のいずれかの該当する方
 - ア 住居の所有者として登記事項証明書（未登録の場合は固定資産税課税台帳）に記載されている方
 - イ アに規定する方の相続人である方
 - ウ ア又はイに規定する方から住宅の除却について同意を得た方
- 2 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない方
- 3 不動産販売、不動産貸与、駐車場等を業とする方の除却でないこと

【補助対象経費】

老朽危険空き家の解体、撤去、運搬及び処分に要する経費（基礎含む）

【補助金の交付額】

- 1 木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）
- 2 非木造の場合
補助対象経費又は当該住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり4万7千円を乗じて得た額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額（上限50万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 令和9年2月末日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 補助金を他の用途への使用や不正により補助金の交付を受けた等の場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

お問合わせ先 町民税務進課 生活安全グループ
電話：35-2111（内線225） FAX：35-2118